

沼津市先端農業推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 9 月 15 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市先端農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、先端科学技術を活用した農業の力による地域の活性化を実現する取組を推進するため、市内で先端科学技術の実証実験や先端農業による地域農業の生産性向上等を進める農業者及び企業（以下「農業者等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第 4 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 先端科学技術 ロボット技術、ICT等を活用し、栽培及び品質管理の高度化を図る先進的な農業技術をいう。
- (2) 先端農業 先端科学技術を活用し、農作業の省力化及び精密化を図り、又は農作物の高品質生産を実現する農業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農業者等とする。

- (1) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 第 8 条に規定する事業の提案までに納期の到来した法人税等に未納がないこと。

(補助事業)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱（令和元年 5 月 10 日静岡県施行）第 4 条の規定により、

静岡県知事からふじのくにフロンティア推進エリアの認定を受けた先端科学技術を活用した農業イノベーション創出エリア内において実施される、農業の力による地域の活性化につながる取組のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 先端科学技術実証実験事業 先端科学技術の生産現場への導入に向けた実証実験

(2) 先端農業展開事業 先端科学技術を活用し、労働生産性の向上、生産コストの削減又は販売額若しくは所得額の向上のいずれかが見込まれる取組

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としないものとする。

(1) 他に国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている又は受ける予定のある事業

(2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている事業

(3) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条第1項各号に掲げる事業に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに工事請負費（土地の造成に要する経費及び施設整備のみを目的としたものを除く。）

(2) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に係る前条の補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、上限を500万円とする。

(事業の公募)

第7条 市長は、補助金の交付をしようとするときは、期間を定めて補助事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業を公募するときは、公募に関する事項を定め、これを公表するものとする。

(事業の提案)

第8条 補助金を受けようとする補助対象者（以下「提案者」という。）は、沼津市先端農業推進事業補助金事業提案書（第1号様式。以下「事業提案書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（審査委員会の設置）

第9条 市長は、前条の規定に基づく事業提案書の内容を審査するため、沼津市先端農業推進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会の庶務は、産業振興部農林農地課において処理する。
（組織）

第10条 審査委員会は委員6人をもって組織する。

- 2 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 産業振興部長
 - (2) 産業戦略推進室長
 - (3) 商工振興課長
 - (4) 農林農地課長
 - (5) 学識者 2人

- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には産業振興部長、副委員長には農林農地課長をもって充てる。

- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 審査委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員の会議参加方法は、インターネット回線を介したリモートによることができる。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審査及び採択）

第12条 審査委員会は、第8条に規定する事業提案書の提出があったときは、その内容を審査し、市長に結果を報告するものとする。

- 2 市長は、報告された審査結果により採択する提案者を決定し、沼津市先端農業推進事業補助金事業採択結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付申請）

第13条 前条第2項の規定により、採択の通知を受けた提案者は、沼津市先端農業推進事業補助金交付申請書（第5号様式。以下「交付申請書」という。）に第8条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第8条の事業提案書の添付書類と内容に変更がないときは、これを省略することができる。

（交付決定）

第14条 市長は、前条の交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、沼津市先端農業推進事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に基づく事業の状況等について、補助事業年度の終了後3年間にわたり、各年度の4月末日までに報告すること。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら

の帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(軽微な変更)

第16条 前条第1号及び第17条第1項に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業費の2割以内の減額
- (2) 事業収支予算書に記載されている支出の部計の2割以内の区分間流用
- (3) 事業費に変更のない文言等その他記載内容等の変更

(変更の承認申請)

第17条 第14条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、沼津市先端農業推進事業補助金変更交付申請書(第7号様式。以下「変更交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、沼津市先端農業推進事業補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助金の交付に係る事業(以下「交付対象事業」という。)が完了したときは、沼津市先端農業推進事業補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月3日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 対象経費の支払いが確認できるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第19条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交

付すべき補助金の額を確定し、沼津市先端農業推進事業補助金交付確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第20条 前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに沼津市先端農業推進事業補助金請求書（第11号様式）を、市長に提出するものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第21条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額 実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還 前号に定める実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第12号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

（立入検査等）

第22条 市長は、交付対象事業について、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（補助金の返還）

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付

の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。